

## 地域集会施設の管理業務について

### 1 令和8年度からの方向性

市街地（11か所）の地域集会施設の管理は、運営協議会（地域）への業務委託から民間事業者への業務委託に変更する。

農村地区（20か所）については、引き続き運営協議会に業務委託する。

### 2 経過と背景

地域集会施設の管理等は、利便性の向上、地域活動の活性化、経費節減などを図るため、施設ごとに利用頻度の高い町内会で組織された運営協議会に業務委託している。

近年は、役員のみならず中心的存在である管理人の高齢化、人材不足の相談が多く寄せられている。また、町外も含めた地域以外の利用も増加しており、ほぼ毎日利用される施設も複数存在している。

### 3 課題（市街地）

- ①管理人の扱い手がいない
- ②管理人の業務量が増加
- ③管理人と利用者との関係性の変化（地域の顔馴染みではなく従業員と客）

### 4 令和8年度の取組み

#### ①市街地の地域集会施設の管理を民間事業者へ委託

現在の「公共施設維持管理マネジメントモデル業務委託」に市街地の運営業務を追加する。業務内容は予約管理・施設開閉・使用料徴収・点検・清掃・草刈・除雪・備品等補充を想定し、南コミセン事務室を拠点に受付や使用料徴収を集約する。

光熱水費等は町が直接支払いを行う。

#### ②スマートロックの設置

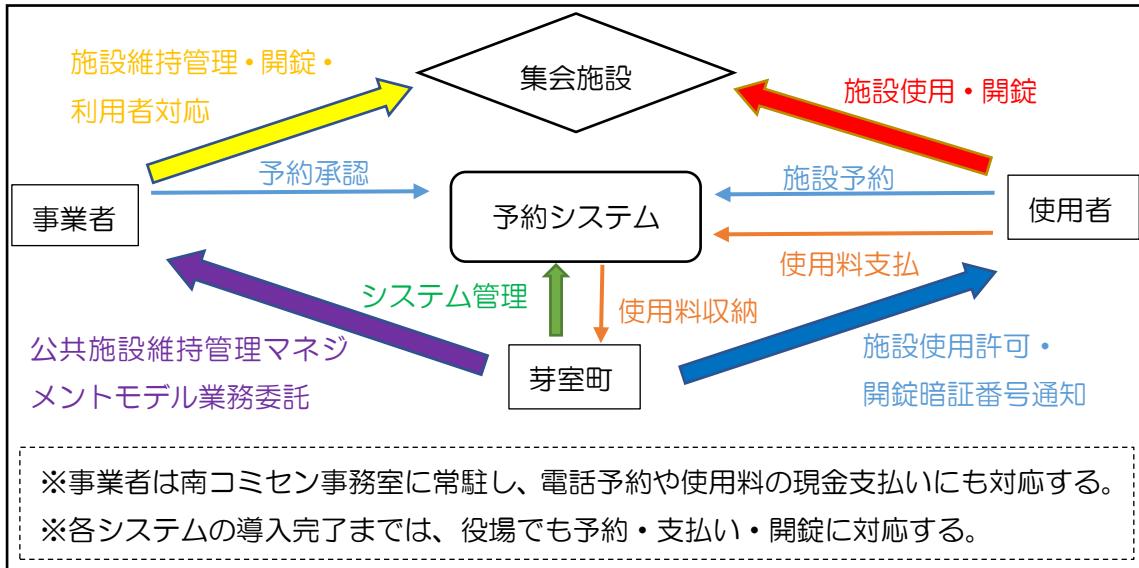
西地区・南地区・東めむろの3施設に予約システムと連動するスマートロックを導入し、管理者による施設開閉作業を省く。

#### ③キャッシュレス機能の導入

予約システムと連動するキャッシュレス機能の追加により、利用者と管理者双方の利便性向上や省力化を図る。

なお、市街地の集会施設は全て予約システムによる施設予約を可能とする。

## ○市街地の集会施設予約から利用までの基本的な流れ



## 5 スケジュール

時期	項目	内容
R8.1月	運営委員会協議（市街地）	管理方式の変更、財産の取扱い等
R8.2月	運営委員会協議（農村地区）	予約システムの改修等
R8.3月	利用者等説明会	4月以降の利用方法等
R8.4月	事業発注	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設維持管理業務委託 (市街地の運営を事業者に委託)</li> <li>予約システム改修業務委託 (スマートロック・キャッシュレス)</li> </ul>
R8.9月頃	利用者等説明会	スマートロック・キャッシュレス機能の利用方法について
R8.10月頃	予約システム新機能稼働	スマートロック・キャッシュレス機能の運用開始

## 6 その他（令和8年度以降の取組み等）

- ①開館時間、休館日の見直し
- ②使用料及び減免の見直し
- ③営利目的の使用許可検討
- 利用者等への周知や条例改正が必要となる